

松島町宅地かさ上げ等事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東日本大震災により地盤沈下の被害を受けた区域における浸水被害対策を促進するとともに、被災した宅地等所有者の生活再建の負担の軽減を図るため、宅地等の防災対策を行う者に対し、予算の範囲内において松島町宅地かさ上げ等事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、松島町補助金等交付規則（平成16年松島町規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 東日本大震災 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害をいう。
- (2) 住家 被災者が自らの居住の用に供する住宅をいう。
- (3) 事業所の建物 事業活動（生産・販売・サービス提供等）に供する建物をいう。
- (4) 被災者 東日本大震災により住家又は事業所の建物若しくは宅地が受けた損害の程度（市町村長が認める被害程度をいう。）が一部損壊以上であった者又は法人若しくはこれに準ずる者として町長が認める者をいう。
- (5) 宅地 被災者が自ら所有し、居住及び事業の用に供する土地又はこれに準ずるものとして町長が認める土地をいう。
- (6) 防災対策 東日本大震災による地盤沈下により、雨水浸水のおそれが高い地域として町長が定める区域内で被災者が行う別表第1に掲げる事業をいう。
- (7) 補助事業 第6条の規定により補助金の交付の決定を受けた事業をいう。
- (8) 補助事業者 補助事業を行う者をいう。
- (9) 市町村税等 申請者が個人の場合は、個人住民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税をいい、申請者が法人の場合は、法人住民税及び固定資産税並びに軽自動車税をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、被災者で防災対策を行おうとする者とする。

2 前項の規定にかかわらず、防災対策を行おうとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、交付対象としない。

- (1) 補助金の交付を受けようとする年度の前年度において、納付すべき市町村税等を滞納しているとき。
- (2) 松島町暴力団排除条例（平成24年松島町条例第20号）第2条第4号に規定する暴力団員等であるとき。
- (3) その他町長が補助対象として不相当と認めたとき。

(交付対象経費等)

第4条 補助金の交付対象となる経費等は別表第2のとおりとする。

2 補助金の交付は、1の宅地又は住家若しくは事業所の建物につき1回を限度とする。

3 前2項の規定にかかわらず、防災対策工事を行おうとする者の宅地又は住家若しくは

事業所の建物が、公共事業等により盛土等のかさ上げ工事が行われる場合は、補助金の交付対象としない。

(交付の申請)

第5条 規則第3条第1項の規定による補助金の交付申請は、松島町宅地かさ上げ等事業費補助金交付申請書(様式第1号)によるものとし、次に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。

- (1) 建物及び宅地の登記事項証明書(全部事項証明書)
- (2) 申請者が個人の場合は、申請者及び申請者の属する世帯の全ての世帯員の住民票の写しを、申請者が法人の場合は、法人登記簿謄本の写し
- (3) 申請者が個人の場合は、申請者及び申請者の属する世帯の全ての世帯員について、申請者が法人の場合は、その法人について、交付申請の前年度における市町村税等の納税証明書又は市町村税等の滞納がないことの証明書
- (4) 工事設計書(位置図、平面図、かさ上げ前後の断面図、構造図等)
- (5) 現況写真(既存住宅の前面道路からの地盤の高さや建物基礎の高さがわかるもの)
- (6) 見積書又は契約書の写し(防災対策の工事の内訳が記載されたもの)
- (7) 防災証明書の写し
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 前項第6号の書類の提出が困難な場合は、これに代えて防災対策の工事の内容が確認できる書類を提出するものとする。

(交付決定の通知)

第6条 規則第6条の規定による交付決定の通知は、松島町宅地かさ上げ等事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 規則第5条の条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容を変更する場合においては、松島町宅地かさ上げ等事業変更承認申請書(様式第3号)により町長の承認を受けること。ただし、補助事業に要する経費を10分の2以内の範囲で減額するときにあつては、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合において、松島町宅地かさ上げ等事業中止(廃止)承認申請書(様式第4号)により町長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに町長に報告してその指示を受けること。

(実績報告)

第8条 規則第12条による実績報告は、松島町宅地かさ上げ等事業実績報告書(様式第5号)によるものとし、補助事業者は、補助事業の完了後速やかに、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、町長が認めるときは、添付書類の一部を省略することができる。

- (1) 着工前及び工事中(防災対策状況等)並びに竣工時(防災対策結果)の写真
- (2) 防災対策に係る請求書又は領収書等の写し
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 規則第13条による補助金の額の確定は、松島町宅地かさ上げ等事業費補助金交付額確定通知書（様式第6号）によるものとし、町長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査の上現地調査を実施し、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第10条 町長は、前条の規定により補助金の額を確定した後に補助金を交付するものとする。

2 前条の規定による額の確定の通知を受けた補助事業者は、松島町宅地かさ上げ等事業費補助金交付請求書（様式第7号）を町長に提出するものとし、町長は当該請求書により補助金を交付するものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成24年10月1日から施行し、平成23年3月11日から適用する。

（この告示の失効）

2 この告示は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定のあった補助に関する規定については、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

この告示は、平成25年9月4日から施行する。

附 則

この告示は、平成31年1月21日から施行する。

別表第 1 (第 2 条関係)

事業区分	内容
宅地の盛土	建築地盤面から 50 センチメートル以上の盛土をすること。
住家又は事業所の建物の基礎のかさ上げ	既存住家又は既存事業所の建物の基礎を、建築地盤面からの地上部分の立ち上がりで 50 センチメートル以上にかさ上げすること。
	新築・建替えの住家又は事業所の建物の基礎を、建築地盤面からの地上部分の立ち上がりで 50 センチメートル以上の基礎高にすること。

別表第 2 (第 4 条関係)

補助対象経費	補助金額
住家、事業所の建物の新築又は建替えにおける当該宅地の盛土及び建物の基礎のかさ上げ工事に要する経費（工事費等）とする。	防災対策事業（別表 1）に要する経費（補助対象経費）の 2 分の 1 とし、100 万円を限度とする（算出された補助金の額に 1,000 円未満の端数があるとき、これを切り捨てるものとする。）。
既存住家又は既存事業所の宅地の盛土及び基礎のかさ上げ工事に要する経費（工事費等）とする。	